

## 育成を図る林業経営体の選定基準

育成経営体の選定基準は以下のとおりとする。

なお、施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業員のほか、他者への請負による施業も含めることができるものとする。

### 1 生産量の増加又は生産性の向上（素材生産を行っている林業経営体）

素材生産に関し、生産量を5年で約2割以上増加させる目標を有していること、又は生産性を5年で約2割以上向上させる目標を有していること。生産量又は生産性の実績が、生産量に関し $5,000\text{m}^3/\text{年}$ 、生産性に関し間伐 $8\text{m}^3/\text{人日}$ 、主伐 $11\text{m}^3/\text{人日}$ 以上の場合は、当該実績以上の目標を有していること。

### 2 主伐後の再造林の確保

以下の両方に該当すること。

- (1) 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制（主伐と再造林の両方を実施できる体制があること。ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない林業経営体の場合は、もう一方を実施する他の林業経営体との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。）を有すること又は今後1年以内に一体的に実施する体制を確保する意向を明らかにすること。
- (2) 主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること又は今後1年以内に取り組む意向を明らかにすること。

### 3 コンプライアンスの確保

以下の両方に該当すること。

- (1) 業務に関連して法令に違反していないこと。
- (2) 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けていないこと。